

江別市スポーツ推進審議会条例の改正について

1. 改正の趣旨

平成31年6月に委員改選期を迎えるにあたり、江別市自治基本条例及び江別市市民参加条例の趣旨に基づき、市民公募委員の選任が可能となるよう、条例の一部を改正する。

2. 主な改正内容

- ・他の審議会条例の例に倣い、委員内訳の人数を削除する。
- ・委員の区分に「公募による者」を追加する。

【新旧対照表】

<現行>	<改正案>
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員11名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者 9名以内</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 2名以内</p> <p>(追加)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員11名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次_____に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 公募による者</p>

3. 今後のスケジュール

- ・平成30年12月 議会提案、議決
- ・平成31年 4月 公募開始
- ・平成31年 6月 新委員委嘱